

# 障害者(児)

## 3

- \* 障害者総合支援法
- \* 手帳・手当
- \* 日常生活の援助
- \* 医療・補装具
- \* 訓練・教育
- \* しごと
- \* 文化・レクリエーション
- \* 施設

## ◆ 障害者に関するマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもの

のほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。(各マークの詳細・使用方法等は各関係団体にお問い合わせください。)

	<b>障害者のための国際シンボルマーク</b> 障害のある方が利用しやすい建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のある全ての方のためのマークです。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	<b>盲人のための国際シンボルマーク</b> 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	<b>身体障害者標識（身体障害者マーク）</b> 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	<b>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</b> 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	<b>耳マーク</b> 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 E-mail: zennancho@zennancho.or.jp HPアドレス <a href="http://www.zennancho.or.jp/">http://www.zennancho.or.jp/</a> FAX 03-3354-0046
	<b>ほじょ犬マーク</b> 身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 電話03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	<b>オストメイトマーク</b> オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人 日本オストメー協会 電話03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	<b>ハート・プラスマーク</b> 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 HPアドレス <a href="http://www.normanet.net.jp/~h-plus/">http://www.normanet.net.jp/~h-plus/</a>
	<b>「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク</b> 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。	岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 電話058-214-2138 FAX 058-265-7613

### ◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくて援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。



担当課 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)

33-226(内線)

# 障害者総合支援法

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とされた。平成25年4月からは、障害者の定義への難病等の追加など、平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施され、平成27年1月・7月、平成29年4月からは対象となる難病等が拡大された。

## ■障害福祉サービス等

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」に分けられる。また、地域生活への移行・定着を支援する「地域相談支援給付」及びサービス等の利用・継続を支援する「計画相談支援給付」がある。これらの給付は個別に支給決定が行われる。「地域生活支援事業」は、区市町村が地域特性などを踏まえ、それぞれの創意工夫により柔軟に実施する。

### ●介護給付

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

障害者(児)の居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行う(サービスの種類として、身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助がある)。(実施状況2,507か所)

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を総合的に行う。(実施状況2,279か所)

#### ③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者(児)の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行う。(実施状況1,069か所)

#### ④行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者(児)で、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行う。(実施状況198か所)

#### ⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要し、介護の必要性がとても高い障害者(児)に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行う。(実施状況5か所)

#### ⑥短期入所(ショートステイ)

居宅で介護する人が病気の場合等、一時に自宅での生活に支障がある障害者(児)に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

(実施状況252か所)

#### ⑦療養介護

医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。(実施状況11か所 388ヶ所参照)

#### ⑧生活介護

常時介護を必要とする障害者に、施設で主に日中、入浴、排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供する。(実施状況479か所 388ヶ所参照)

#### ⑨施設入所支援

施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援を行う。(実施状況86か所 400ヶ所参照)

### ●訓練等給付

#### ①自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等の支援を行う。(実施状況機能訓練31か所 生活訓練74か所 402・403ヶ所参照)

#### ②就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動の機会の提供等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。(実施状況300か所 406ヶ所参照)

#### ③就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な障害者に、働

く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。(実施状況A型108か所 B型777か所 414・417ヶ所参照)

#### ④共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。(実施状況631か所)

### ●地域相談支援給付

#### ①地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設、矯正施設等に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。(実施状況186か所)

#### ②地域定着支援

居住において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。(実施状況170か所)

※計画相談支援給付については、支給決定プロセス（95ヶ所）を参照

### ●地域生活支援事業

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で、以下のような事業を行う。

#### 【区市町村事業】

#### ①理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行う。

#### ②自発的活動支援事業

障害者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行う。

### ③相談支援事業

障害者（児）や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。また、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

### ④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者等であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行う。

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行なうことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。

### ⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚・失語・知的・発達・高次脳機能・重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行う。

### ⑦日常生活用具給付等事業

重度障害のある障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行う。

### ⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）に、外出のための支援を行う。

### ⑩地域活動支援センター

創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

### ⑪任意事業

区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

#### 【都道府県事業】

##### ①専門性の高い相談支援事業

発達障害、高次脳機能障害など、特に専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行う。

##### ②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を行う。

##### ③専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する。

##### ④意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る区市町村相互間の連絡調整体制を整備する。

##### ⑤広域的な支援事業

区市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行う。

##### ⑥サービス・相談支援者、指導者育成事業

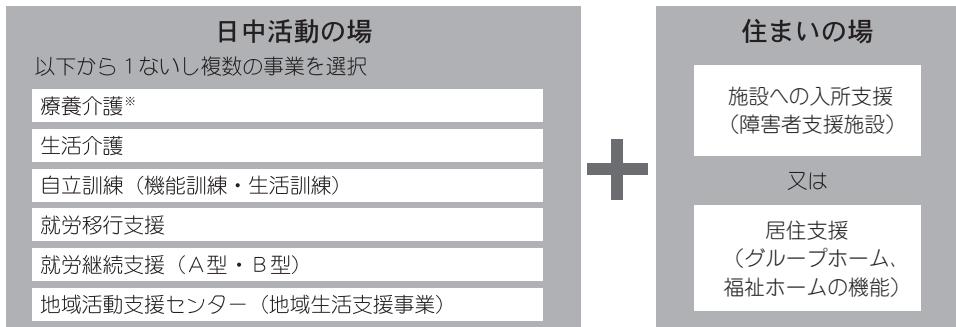
サービス管理責任者、相談支援従事者などへの研修事業を行う。

##### ⑦任意事業

都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

## ●日中活動と住まいの場の組合せ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組合せを選択できる。事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供される。



※療養介護については、医療機関への入院と併せて実施

## 障害福祉サービス利用の手続

サービスの利用を希望する方は、区市町村の窓口に申請し障害支援区分（※）について認定を受ける。

区市町村はサービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求める。利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、区市町村に提出する。

区市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定する。

「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成する。その後サービス利用が開始される。

### ※障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）に分けられる。

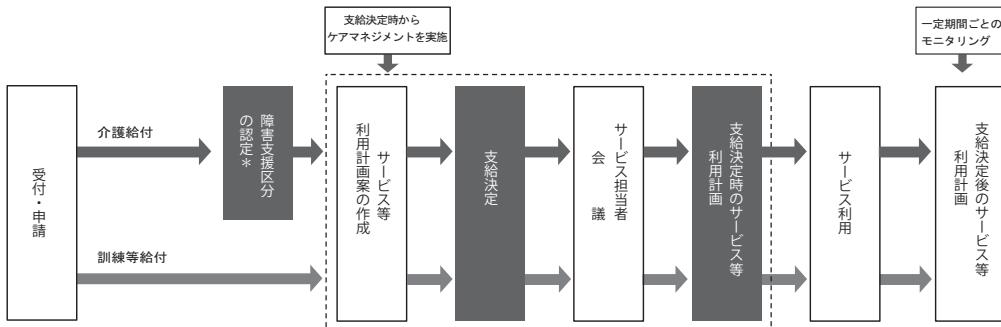
移動や動作等に関連する項目（12項目）、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）、意思疎通等に関連する項目（6項目）、行動障害に関連する項目（34項目）、特別な医療に関連する項目（12項目）の計80項

目の調査を行い、審査会での総合的な判定を踏まえて区市町村が認定する。

※同行援護の利用申請の場合は、更に同行援護アセスメント票によるアセスメントを行う。ただし、身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は行わないものとする。

※訓練等給付を利用する方は、原則として障害支援区分の認定は必要ないが、共同生活援助（グループホーム）を利用する方のうち、介護サービスを利用しようとする方については、障害支援区分の認定が必要となる。

### ■支給決定プロセス



※サービス等利用計画に基づく支給決定は、平成24年度から段階的に範囲を拡大して実施され、平成27年度からは全ての方が対象となっている。

※指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することもできる。

## ■自立支援医療

平成18年4月から障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変更された。

《平成18年3月以前》

精神通院医療  
(精神保健福祉法)

更生医療  
(身体障害者福祉法)

育成医療  
(児童福祉法)



《現行》

自立支援医療制度

- 支給認定の手続を共通化
- 利用者負担の仕組みを共通化
- 指定医療機関制度の導入

- 医療の内容や、支給認定の実施主体<sup>(※)</sup>については、下記のとおり

※精神 → 都道府県  
育成、更生 → 区市町村

## ●障害福祉サービス及び障害児支援の利用者負担額

利用者負担には、所得に応じた負担上限月額が設定されている（別途、個別減免などの負担軽減措置あり）。

食費や光熱水費は、原則実費負担となっている（負担軽減措置あり）。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1	(障害者の場合) 所得割16万円未満 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く。	9,300円
	(障害児の場合) 所得割28万円未満 ※20歳未満の入所施設利用者を含む。	4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となる。

※同一の世帯・利用者であっても、利用者負担に関する根拠条項の異なる複数のサービスを利用する場合は、複数の負担上限月額が設定される（高額障害福祉サービス等給付費等の算定基準額を超える場合は償還の対象）。

※同一世帯に、障害児通所支援を利用する小学校就学前の児童又は幼稚園・保育所等に通う児童が2人以上いる場合等には、軽減措置がある。

## ※所得を判断する世帯の範囲

18歳以上の障害者（施設に入所する18,19歳を除く）：障害のある方とその配偶者（ただし、生活保護受給世帯については、住民基本台帳での世帯）

障害児（施設に入所する18,19歳を含む）：保護者の属する住民基本台帳での世帯

## ●利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設（事業） 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
	利用者負担の負担上限月額（所得段階別）					
自己負担	高額障害福祉サービス等給付費等（世帯での所得段階別負担上限）					
	事業主の負担による就労継続支援△型事業（雇用型）の減免措置					
	生活保護への移行防止（負担上限を下げる）					
食費・光熱水費	補足給付 (食費・光熱水費負担を軽減)	食費や居住費について実費負担だが、通所施設（事業）を利用した場合には、食費の入件費支給による軽減措置が受けられる  補足給付（家賃負担を軽減）	食費の入件費支給による軽減措置（経過措置）		補足給付 (食費・光熱水費負担を軽減)	

## ●自立支援医療の利用者負担額

所得に応じた負担上限月額が設定されている。入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）は、原則自己負担である。

# 手 帳 ・ 手 当

心身障害者(児)が各種の援護を受けるために、身体障害者(児)には、身体障害者手帳が、知的障害者(児)には、愛の手帳が、精神障害者(発達障害児(者)を含む)には、精神障害者保健福祉手帳が交付される。

心身障害者(児)に関する手当としては、次のものがある。

20歳未満の心身障害児のいる家庭に対しては、児童育成手当(都・市町村)の中の障害手当と特別児童扶養手当(国)及び障害児福祉手当(国)の制度がある。20歳以上の心身障害者に対しては心身障害者福祉手当(都・市町村:新規65歳以上を除く。)と、特に著しく重度の障害を有し日常生活で常時特別の介護を必要とする人に特別障害者手当(国)がある。なお、従来の福祉手当(国)の20歳以上の受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給できない人には、経過措置として従来の福祉手当が支給されている。区は、児童育成手当及び心身障害者福祉手当と同種の手当制度を実施している。また、20歳以上の障害者には、障害基礎年金(1925円)が支給される。

さらに、特に重度の障害があつて常時複雑な介護を必要とする人を対象として、重度心身障害者手当(都:新規65歳以上を除く。)が設けられている。

これらの手当相互間の併給は制限されていないが、特別児童扶養手当と障害児福祉手当(経過的措置の福祉手当を含む。)は、障害を支給理由とする公的年金を受けることができる場合は支給されない。また、いずれも所得による支給制限がある。

いずれも施設などに入所しているときは支給されない。

## ◆ 身体障害者手帳

身体障害者(児)が各種の援護を受けるために必要な手帳として、次の種類の障害のある人に交付される。

手帳の等級には1級から6級までがあり、各等級は指数化され、二つ以上の重複障害の場合は、重複する障害の合計指数により決定される。肢体不自由の7級の障害一つのみでは、手帳は交付されない。

- ①視覚障害 1級から6級まで
- ②聴覚障害 2級から4級まで・6級
- ③平衡機能障害 3級・5級
- ④音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 3級・4級
- ⑤肢体不自由(上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1級から7級まで
- ⑥肢体不自由(体幹) 1級から3級まで・5級
- ⑦心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能の障害 1級・3級・4級
- ⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 1級から4級まで

**手 続** 福祉事務所(33-2995-)、町村役場(3035-)へ。15歳未満の場合は保護者が代わって申請

**担当課** 心身障害者福祉センター障害認定課

☎3235-2963(直通)

## ◆ 愛 の 手 帳

知的障害者(児)が各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けている。なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。

**交付対象** 児童相談所、心身障害者福祉センターによって知的障害と判定された人

**障害の程度** 障害の程度を総合判定し、1度(最重度)・2度(重度)・3度(中度)・4度(軽度)に区分し手帳に記載

**手 続** 18歳未満の場合は児童相談所(43・310番)、18歳以上の場合は心身障害者福祉センター、または多摩支所(39・310番)へ。保護者が代わって申請できる。

**担当課** 心身障害者福祉センター障害認定課

☎3235-2963(直通)

## ◆ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた人に對し各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付する。

**交付対象** 精神疾患を有する人(精神保健福祉法第5条の定義による精神障害者)のうち精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人(知的障害者は含まれない。)

### 障害の程度

●1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度

●2級 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制

限を加えることを必要とする程度

●3級 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

**手 続** 申請者の居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。)を管轄する区市町村へ申請

**担当課** 中部総合精神保健福祉センター事務室

☎3302-7739(直通)

FAX 3302-7231

## ◆ 特別児童扶養手当

**支給対象** 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母又は養育者

①精神の発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとき。②身体に重度、中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受けるとき。

**支給制限** 児童が施設に入所しているとき、児童、父母、養育者が日本国内に住所がないときは支給されない。請求者本人等の前年の所得が別表(282番)の限度額以上のときは支給されない。児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができるときは支給されない。なお、児童扶養手当(158番)とは併給される。

**手 当 額** 重度障害児は月額5万1,450円、中度障害児は月額3万4,270円

**支給方法** 申請のあった月の翌月分から4月、8月、11月に、金融機関の受給者の口座に振り込む。

**手 続** 区市役所・町村役場(303番)へ

**根拠法令等** 特別児童扶養手当等の支給に関

する法律

**担当課** 心身障害者福祉センター調整課

☎3235-2949(直通)

## ◆ 障害児福祉手当

**支給対象** 20歳未満で精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態（おむね身体障害者手帳1級及び2級の一部若しくは愛の手帳1度及び2度の一部に相当する程度又はこれらと同等の疾病・精神の障害）にある人

**支給制限** 施設に入所しているとき、障害を支給事由とする公的年金を受けているとき、受給者本人や扶養義務者の所得が別表（282頁）の限度額以上のときは支給されない。

**手 当 額** 月額1万4,580円

**支給方法** 申請のあった月の翌月分から5月、8月、11月、2月に、銀行などの本人の口座に振り込む。

**手 続** 区市役所、町村役場、各島支庁（303頁）へ

**根拠法令等** 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

**担当課** 心身障害者福祉センター調整課

☎3235-2949(直通)

## ◆ 児童育成手当（障害手当）

**支給対象** 都内に住所があり、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している人  
①愛の手帳1から3度程度の知的障害児 ②身体障害者手帳1級・2級程度の身体障害児  
③脳性まひ又は進行性筋萎縮症、ただし、児童が児童福祉施設等に入所しているときは、支給対象外となる。

**手 当 額** 該当児童1人につき次の額（月額）

障害手当1万5,500円

**所得制限** 前年の所得が別表（280頁）の限度額以上の場合は支給されない。

**支給方法** 申請のあった翌月から、毎年6月、10月、2月に、その前月までの分を銀行振込などで支給

**申 請** 区市役所・町村役場（303頁）へ

**根拠法令等** 児童育成手当に関する条例

**担当課** 福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4123(直通)

32-771(内線)

## ◆ 心身障害者福祉手当

**支給対象** 20歳以上で心身に次のいずれかの程度の障害を有する人（65歳以上の新規申請を除く。）

①愛の手帳1度から3度までの知的障害 ②身体障害者手帳1級・2級の身体障害 ③脳性まひ又は進行性筋萎縮症を有する人

**支給制限** 本人の前年の所得が別表（280頁）の限度額を超えるとき、施設に入所しているときは支給されない。

**手 当 額** 月額1万5,500円

**支給方法** 申請のあった月の分から4月、8月、12月に銀行などの本人の口座に振り込む。

**手 続** 区市役所・町村役場（303頁）へ

**根拠法令等** 心身障害者福祉手当条例

**担当課** 心身障害者福祉センター調整課

☎3235-2949(直通)

## ◆ 特別障害者手当

**支給対象** 20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1級・2級程度及び愛の手帳1度・2度程度の障害の重複若しくはこれらと同等の疾病・精神の障害）にある人

**支給制限** 施設に入所しているとき、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき、受給者本人などの所得が別表（282ジ）の限度額以上のときは支給されない。

**手 当 額** 月額2万6,810円

**支給方法** 申請のあった月の翌月分から5月、8月、11月、2月に銀行などの本人の口座に振り込む。

**手 続** 区市役所、町村役場、各島支庁（303ジ）へ

**根拠法令等** 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

**担当課** 心身障害者福祉センター調整課

☎3235-2949(直通)

配偶者又は扶養義務者の所得が別表（280ジ）の限度額を超えるときは、支給されない。

**手 当 額** 月額6万円

**支給方法** 申請のあった月の分から毎月、銀行などの本人の口座に振り込む。

**手 続** 区市役所・町村役場（303ジ）へ

**根拠法令等** 重度心身障害者手当条例

**担当課** 心身障害者福祉センター調整課

☎3235-2949(直通)

## ◆ 重度心身障害者手当

**支給対象** 心身に障害のある次のいずれかに該当する人（65歳以上の新規申請を除く。）

①重度の知的障害で、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする人 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 ③重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害のある人

**支給制限** 施設に入所しているとき、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院しているとき、本人（20歳未満の人については、

## ◆ 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が死亡又は重度障害状態となったときから、障害者へ終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と障害者の福祉の向上を図る任意加入の制度

### 加入資格 次の全ての要件に該当する人

①障害者の保護者であること。②都内に住所があること。③年度初日の年齢が65歳未満であること。④特別の疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

なお、障害者1人に対して1人の保護者のみ加入できる。(2口まで)

### 障害者の範囲 次のいずれかに該当し、将来独立自活が困難であると認められる人

①知的障害者 ②身体障害者（身体障害者手帳1級から3級まで） ③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①②と同程度と認められる人（脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

### 掛金の月額及び納付期間

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金の払込みは不要となる。

①年度初日の加入者年齢が65歳となったとき  
②加入期間が20年以上となったとき

**掛金の減額** 加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により1口目の掛金の1/2を減額する。

①生活保護受給者 ②住民税非課税者

### 給付内容

①年金 月額2万円（加入1口当たり）

②弔慰金

加入期間	金額（1口）
1年以上 5年未満	50,000円
5年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

③脱退一時金

加入期間	金額（1口）
5年以上 10年未満	75,000円
10年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

**申込み** 区市役所・町村役場（303番）へ

**根拠法令等** 心身障害者扶養共済制度条例

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4148(直通)

33-245(内線)

# 日常生活の援助

在宅の心身障害者(児)の日常生活を援助するため、障害者総合支援法によるサービスのほかに次のような施策が行われている。

**生活の利便** 障害者に、日常生活を可能とする居室その他の設備や利便を提供する福祉ホーム、重度身体障害者グループホームがある。

**移動** 身体障害者に対しては、自立と社会参加の促進のために、盲導犬・介助犬・聴導犬の給付を行っている。団体などが行事を実施する場合に車いすを貸し出している。関連施策として、自動車税などの減免(257)<sup>シテ</sup>、各種交通機関の運賃の割引(260)<sup>シテ</sup>、駐車禁止規制の除外(264)<sup>シテ</sup>が行われている。

**コミュニケーション** 聴覚障害者が、健聴者との意思疎通を円滑に行えるよう、手話通訳者、要約筆記者の養成を行っているほか、オーバーヘッドプロジェクターなどのコミュニケーション機器の貸出を行っている。また、盲ろう者に対しては、通訳・介助者の派遣を行っている。

視覚障害者に対しては、日常生活で必要とする各種情報の点訳、墨訳、対面朗読サービスを行っている。このほか、点字版・録音テープ版の広報紙「広報 東京都」を毎月、「都議会だより」を年4回発行し、無料で郵送している。申込みは「広報 東京都」は生活文化局広報広聴部広報課、「都議会だより」は議会局管理部広報課へ

なお、関連施策として、都営住宅入居者の募集(251)<sup>シテ</sup>、都営住宅使用料の減免(252)<sup>シテ</sup>、税の軽減(253)<sup>シテ</sup>、放送受信料の減免(267)<sup>シテ</sup>、

郵便料金等の減免(268)<sup>シテ</sup>、都立公園の無料入場(268)<sup>シテ</sup>、携帯電話料金の割引等(269)<sup>シテ</sup>がある。

## ◆ ヘルプマーク・ヘルプカードの推進

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、援助を得やすくな

るよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や、障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」の普及啓発を行っている。

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
33-226(内線)

(表面：上部は都内統一デザイン)



(裏面：参考様式)

下記に連絡してください。  
私の名前  
(ア) 連絡先の電話  
連絡先名(会社・機関等の場合)  
呼んでほしい人の名前  
(イ) 連絡先の電話  
連絡先名(会社・機関等の場合)  
呼んでほしい人の名前

## ◆ 区市町村ヘルプマーク活用推進事業

区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図っている。

**根拠法令等** 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱(先駆的事業)

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
33-226(内線)

## ◆ ヘルプカード活用促進事業

ヘルプカードの活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援している。

**根拠法令等** 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（選択事業）

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
33-226(内線)

## ◆ 障害者差別解消の推進

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日に施行された。

この法律は、障害者への差別を解消するために、行政機関等及び民間事業者に対し、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。（民間事業者の合理的配慮の提供は努力義務。）。

都では関係機関により構成される地域協議会において、差別解消に向けた取組の検討や連携強化を図るとともに、自主的な協力が求められる都民や事業者に対し、法の趣旨や法が求める対応等についての普及啓発を行っている。

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4559(直通)  
33-203(内線)  
FAX 5388-1433

## ◆ 障害者自立生活支援事業 (障害者参加型サービス活用事業)

障害者が主体となったサービス供給団体の提供する福祉サービスを、区市町村が活用することにより、障害者の主体的な自立生活を支援し、地域における障害者福祉の増進を図る事業

**実施主体** 区市町村

**対象事業** ①障害者自立生活プログラムサービス（必須事業） ②個別プログラム支援サービス（任意事業） ③自立生活支援サービス（任意事業）

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課  
☎5320-4158(直通)  
33-255(内線)

## ◆ 東京都地域移行促進 コーディネート事業

障害者支援施設等に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内施設と都外施設相互間の連携を図りながら地域移行に向けた課題の解決に取り組むとともに、区市町村及び相談支援事業所との連携体制を構築することにより、施設利用者の地域生活への移行を促進する。

**実施主体** 東京都

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課  
☎5320-4153 (直通)  
33-271(内線)

## ◆ 東京都障害者支援施設等 人材育成事業

障害者支援施設及びグループホームにおいて、施設運営の中核となることが期待されて

◆ 障害者(児) ◆

いる人材に対して、利用者の高齢化、障害の重度化等に対応するための実践的な研修を実施することにより、施設の支援力強化を図る。

**実施主体** 東京都

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4156(直通)  
33-291(内線)

## ◆ 重度脳性まひ者介護事業

**派遣対象** 都内に居住する20歳以上の重度の脳性まひ者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動をすることが困難な人

**介護内容** 屋外への手引き、同行その他必要な用務（月12回、なお、1回は1日を単位とする。）

**費用** 無料

**申込み** 区市役所・町村役場（303番）へ  
**登録** 家族を障害者の推薦により介護人として登録

**根拠法令等** 東京都重度脳性麻痺者介護事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

☎5320-4325(直通)  
33-204(内線)

## ◆ 盲ろう者通訳・介助者派遣

盲ろう者のコミュニケーション及び移動手段を確保し、その社会参加を促進するため盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣する。

**派遣対象** 都内に住所を有する盲ろう者（視覚障害と聴覚・言語機能障害を重複して持つ身体障害者（児）であって、身体障害者手帳を所持する者）

**派遣内容** 通訳及び外出時の付添い

**費用** 無料 ただし外出時の交通費は利用者が負担する。

**申込み** 東京盲ろう者友の会（〒111-0053  
台東区浅草橋1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル2階 ☎3864-7003 FAX 3864-7004）

**根拠法令等** 盲ろう者通訳・介助者派遣事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)  
FAX 5388-1413

## ◆ 盲ろう者通訳・介助者の養成

**対象** 盲ろう者の福祉に理解と熱意があり、講習修了後、都内在住の盲ろう者に対し通訳・介助活動ができる人

**講習内容** ①盲ろう概論 ②コミュニケーションの理論 ③通訳・介助の理論 ④コミュニケーション実習 ⑤通訳・介助実習

**費用** 15,000円（学生10,000円）

テキスト代等は別途自己負担

**申込み** 東京盲ろう者友の会（〒111-0053  
台東区浅草橋1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル2階 ☎3864-7003 FAX 3864-7004）

**根拠法令等** 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)  
FAX 5388-1413

## ◆ 障害者単身生活サポート事業

一般住宅等での単身生活を希望するグループホーム入居者に対して、移行及び定着に向けた以下の支援を行うために要する費用の一

部を補助する

- ① 障害者単身生活サポートセンター助成（グループホームの事業者又は地域活動支援センターⅠ型事業の実施機関が入居支援及び24時間支援等を行う）
- ② 単身生活移行・定着支援助成（グループホームの事業者が、単身生活移行や定着に必要な生活力を身に着けるための直接支援等を個別に行う）

**実施主体** 区市町村

**根拠法令等** 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（選択）

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課  
☎5320-4151(直通)  
33-261(内線)

## ◆ 視覚障害者ガイドセンター

都内の利用者及び他県等センターからの申込みに対する調整を行った上、重度の視覚障害者が、他県等へ行く場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを派遣

**対象** 重度の視覚障害者で18歳以上の人  
**費用** ガイドヘルパーへの手当・交通費等は自己負担

**申込み** 日本盲人会連合（〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2 ☎3200-0011）へ

**根拠法令等** 視覚障害者ガイドセンター運営事業実施要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ 福祉ホーム

障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な利便

を提供し、障害者の地域生活を支援する

**対象** 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障害者  
**利用料** 利用者の負担。なお、食事、その他特別なサービスに要する費用は実費負担

**申込み** 直接、福祉ホームへ

**所在地** 438番地参照 13か所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課  
☎5320-4151(直通)  
33-261(内線)

## ◆ 重度身体障害者グループホーム

身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある重度身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室、その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供し、障害者の地域生活を支援する

**対象** 18歳以上の重度身体障害者。ただし、常時の医療を必要とする状態にある人を除く。

**利用料** 利用者の負担。なお、食事、その他特別なサービスに要する費用は実費負担

**申込み** 直接、重度身体障害者グループホームへ

**所在地** 438番地参照 10か所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課  
☎5320-4151(直通)  
33-261(内線)

## ◆ 精神障害者一時入所事業

地域で生活しており、症状が安定している精神障害者が一時的に自宅で生活できない場合に、一時入所施設（2週間以内）が利用できる。

**対 象** 在宅の精神障害者  
**費 用** 無料。なお、食事等は実費負担  
**担当課** 中部総合精神保健福祉センター地域支援科  
☎3302-7575(代表)

## ◆ 身体障害者補助犬の給付

身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付する。

身体障害者補助犬（補助犬）とは、国家公安委員会又は厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けた犬で、視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者のために働く盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

**対 象** ①から③までのそれぞれについて、下記の⑦から⑩までのいずれにも該当する人  
①盲導犬 18歳以上で視覚障害1級の人 ②介助犬 18歳以上で肢体不自由1・2級の人  
③聴導犬 18歳以上で聴覚障害2級の人

⑦都内におおむね1年以上居住していること。⑧自宅以外の場合は、身体障害者補助犬の飼育について家屋の所有者、管理人の承諾が得られること。⑨世帯の所得税額が平均月額7万7,000円未満であること。⑩所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。⑪社会活動への参加に効果があると認められること。

**費 用** 無料  
**申込み** 福祉事務所(33-2993-)・町村役場(3033-)へ  
**根拠法令等** 東京都身体障害者補助犬給付要綱等  
**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ 車椅子の貸出し

心身障害者又はその関係団体などが、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的として使用する場合に、車椅子（大人用）を貸し出す。台数は10台

**費 用** 無料。ただし、運搬は借受人が行う。

**申込み** 心身障害者福祉センター障害認定課(〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14階☎3235-2961(直通))へ  
**根拠法令等** 心身障害者福祉センター車椅子貸出要綱

## ◆ 手話通訳者の養成

**対 象** 地域で一定の手話学習経験があり、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後都内で奉仕活動のできる人

**講習内容** ①聴覚障害者等に接する場合の心構え ②聴覚障害者等に関する諸問題 ③手話法の理論 ④手話通訳論 ⑤実技訓練 クラスは手話のできる都民育成講習会、地域手話通訳者クラス、手話通訳者特別クラス、手話指導者養成クラス、手話指導者養成クラス（中途失聴・難聴者向け手話指導）の5クラス

**費 用** 無料

**申込み** 東京手話通訳等派遣センター(〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階 ☎3352-3335 FAX 3354-6868)へ  
**根拠法令等** 手話通訳者等養成事業運営要綱  
**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)  
FAX 5388-1413

## ◆ 要約筆記者の養成

**対 象** 聴覚障害者の福祉に理解と熱意があり、修了後都内で要約筆記の活動ができる人で、高等学校修了程度の学力のある人

**講習内容** ①聴覚障害者に接する心構え ②日本語の特性 ③要約筆記の方法と実技 ④関連機器(オーバーヘッドプロジェクター等)の構造と取扱い ⑤聴覚障害者福祉の概要

**費 用** 無料

**申 込 み** 東京手話通訳等派遣センター  
(〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリ  
ビル5階 ☎3352-3335 FAX 3354-6868) へ  
**根拠法令等** 中途失聴・難聴者コミュニケーション事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)  
FAX 5388-1413

## ◆ 聴覚障害者意思疎通支援事業

### ◇ 広域型行事への意思疎通支援者派遣

障害者団体等が主催又は共催する広域型行事及びその準備のために必要な会議等へ手話通訳者・要約筆記者を派遣する。

**派遣対象** 都内全域を対象として活動する障害者団体等が行う行事で、以下の条件を全て満たすもの及びその準備会議等(1)公益性があり、都内全域を対象とする。(2)都内障害者団体等が主催又は共催する。(3)聴覚障害者を含め、広く都民が参加できる。

**派遣内容** 手話通訳・要約筆記

**費 用** 無料

**申 込 み** 東京手話通訳等派遣センター  
(〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリ

ビル5階 ☎3352-3335 FAX 3354-6868) へ  
**根拠法令等** 東京都聴覚障害者意思疎通支援事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)  
FAX 5388-1413

## ◆ 外国語手話普及促進事業

外国の手話の講習会を受講するための経費の一部を助成します。

**対 象** 外国文化及びろう文化に理解があり、外国の手話の修得に熱意を有するとともに、東京都において外国語手話ボランティアとして活動することに高い関心を有する者

**講習内容** アメリカ手話、フランス手話、国際手話、その他の国の手話

**申 込 み** 日本ASL協会(〒102-0072 千代田区飯田橋3-3-11-701号室 ☎・FAX 3264-8977)  
又は日本国際手話通訳・ガイド協会(〒102-0074 千代田区九段南3丁目7-2 九段みなみビル3階 ☎6272-5686) へ

**根拠法令等** 東京都外国語手話普及促進事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)  
FAX 5388-1413

## ◆ 聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出し

**対 象** 身体障害者手帳を持っている聴覚障害者及びその保護者、聴覚障害者団体など

**事業内容** 聴覚障害者が健聴者との意思疎通、又は社会活動についての知識の習得のた

めに必要なとき ①オーバーヘッドプロジェクター ②磁気ループ ③ビデオプロジェクター を貸し出す。

**費用** 無料。ただし、搬送料等は自己負担

**申込み** 東京手話通訳等派遣センター  
(〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階 ☎3352-3335 FAX 3354-6868) へ

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)  
FAX 5388-1413

## ◆ 視覚障害者日常生活情報 点訳等のサービス

**対象** 都内在住、在勤の身体障害者手帳を持っている視覚障害者

**事業内容** 図書館又は点字図書館において取り扱わない文書(手紙、パンフレットなど)の点訳、墨訳、対面朗読、ファックスで送信された文章の電話による朗読のサービスを行う。

**費用** 無料。ただし、対面朗読サービスで、録音を希望する場合、テープ代等は自己負担

**申込み** 東京都障害者福祉会館(444室)へ電話等による予約が必要 ☎3455-6321(代表)

**根拠法令等** 東京都障害者会館運営要領

## ◆ 点字による即時情報 ネットワーク事業

**対象** ①閲覧 都内在住、在勤(学)の視覚障害者 ②配布 都内在住の視覚障害者

**事業内容** ①新聞等により毎日流れる情報を点字紙(誌)にして提供する。(土・日・祝日は休刊) ②電話ナビゲーションサービス①

の情報を音声に変換して電話により自動で提供する。

**費用** 無料。ただし、事業②の電話料金は自己負担

**申込み** ①点字紙(誌)は東京都盲人福祉協会(〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23 ☎3208-9001)へ ②電話ナビゲーションサービスは☎0570-02-1802へ

**根拠法令等** 点字による即時情報ネットワーク運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児が、補聴器の装用により、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進できるよう支援する。

**対象** 都内に居住する18歳未満の中等度難聴児で、身体障害者手帳の認定基準に該当しない者。

**内容** 補聴器の新規購入費及び耐用年数経過後の購入費の一部を助成する。

**手続き** 医師の意見書や見積書等必要書類を添えて区市町村・町村役場へ申請する。

**根拠法令等** 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱(選択)

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課  
☎5320-4324(直通)  
33-231(内線)

# 医療・補装具

障害者（児）の医療には、医療費助成制度があり、保険の自己負担分の費用の一部を助成している。在宅重症心身障害児（者）訪問事業、重症心身障害児（者）短期入所、自立支援医療、進行性筋萎縮症の療養給付、補装具費の支給（購入又は修理）などが行われている。

☎5320-4146(直通)

33-157(内線)

## ◆ 自立支援医療（更生医療）

**対象** 身体障害者手帳を持っている18歳以上の人

**所得制限** 区市町村民税（所得割）が23万5千円以上の世帯の人は原則対象外だが、「重度かつ継続」の障害に該当する場合は、平成30年3月まで経過的特例により対象となる。

**給付内容** 障害の除去又は軽減が見込まれるなど当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担する。

**利用者負担** 医療費の原則1割及び入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）。世帯の所得水準等に応じて、負担上限額がある。

**手続き** 区市町村（区市は福祉事務所等（33・299番）、町村は町村役場等（303番））に申請する。

**根拠法令等** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

**担当課** （判定）心身障害者福祉センター障害認定課 ☎3235-2965(直通)  
(指定医療機関・制度全般) 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

## ◆ 自立支援医療（精神通院医療）

**対象** 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人

**所得制限** 区市町村民税（所得割）が23万5千円以上の世帯の人は、原則対象外だが、「重度かつ継続」の障害に該当する場合は、平成30年3月まで経過的特例により対象となる。

**給付内容** 精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担する。

**利用者負担** 医療費の原則1割。世帯の所得水準等に応じて、負担上限額がある。区市町村民税非課税世帯の人のうち社会保険加入者、後期高齢者医療制度対象者又は国民健康保険組合の被保険者については、都独自の医療費助成制度により、自己負担分を全額助成する。

また、都内区市町村国民健康保険加入者については、それぞれの国民健康保険より助成を行う。

**手続き** 区市町村（特別区は保健所・保健センター等（33・34・304番）、市町村は市役所・町村役場等（303番））に申請する。

**根拠法令等** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

**担当課** （認定）中部総合精神保健福祉セン

タ一事務室 (指定医療機関・制度全般)	☎3302-7871(直通)
福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課 (指定医療機関)	☎5320-4149(直通) 33-174(内線)
(制度全般)	☎5320-4464(直通) 33-171(内線)

## ◆ 小児精神障害者入院医療費助成

**対 象** 精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の人。入院治療を継続している場合のみ、20歳の誕生日の末日まで延長が可能。

**給付内容** 精神科病床における入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での自己負担額を助成する。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）は自己負担

**手 続** 区市町村（特別区は保健所・保健センター等（33・34・304番）、市町村は市役所・町村役場等（303番））に申請する。

**根拠法令等** 難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則

**担当課** 中部総合精神保健福祉センター事務室  
☎3302-7739(直通)

## ◆ 保健所精神保健福祉事業

**事業内容** 保健所は、地域における精神保健福祉業務の中心的な行政機関として、精神保健福祉センター、市町村、医療機関、障害福祉サービス事業者等と連携協調の下に、以下の諸活動を行う。

- 1 精神保健福祉相談・訪問指導
- 2 精神保健専門相談事業（老人、酒害、薬物依存、児童・思春期等）
- 3 社会復帰促進事業（保健所専門グループ

ワーク）

4 組織育成、普及啓発事業等

**根拠法令等** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条

地域保健法第6条第1項第10号

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課  
☎5320-4464(直通)  
33-172(内線)

## ◆ 精神障害者等の診察、医療及び保護

**事業内容** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3に基づく関係機関からの通報等を精神保健医療課（一部は保健所を経由して）が受理する。診察の結果、入院させる必要があると認めたときは、国立・都立病院又は指定病院に措置入院させることができる。

**根拠法令等** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条、第29条

**関連事項・その他** 措置入院に要する費用は、医療保険を適用し、その自己負担額を公費で負担する。ただし、所得に応じて一部自己負担が生じる場合がある。

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課  
☎5320-4462(直通)  
33-162(内線)

## ◆ 精神科夜間休日救急診療事業

**事業内容** 夜間及び休日における精神科救急患者への診療事業を行う。緊急医療機関として、都内4ブロック体制により、都立等4病院が対応するほか、初期・二次救急（精神科身体合併症含む）にも対応できるよう、民間医療機関の協力により、輪番制で体制を整備してい

る。救急情報の処理は、保健医療情報センター（ひまわり）において一元的に行っている。

#### 診療時間

夜間：午後5時から翌日の午前9時まで

休日：午前9時から午後5時まで

**根拠法令等** 精神科夜間休日救急診療実施要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

☎5320-4462(直通)

33-162(内線)

## ◆ 精神科患者身体合併症医療事業

**事業内容** 精神疾患による病状に伴う不穏、興奮等の症状により、一般診療科における医療を困難にしている身体疾患を併発した精神科患者に対し、迅速かつ適切な医療を提供する。

#### 1 夜間休日救急身体合併症医療

夜間及び休日に、都内で身体疾患を併発した精神科患者に対する医療を提供する。

#### 2 精神科病院入院者身体合併症医療

平日昼間に、身体疾患を併発した都内の精神科病院に入院中の精神科患者に対する医療を提供する。

#### 実施時間

##### 1 夜間（平日）

午後5時から翌日の午前9時まで

土曜日及び休日

午前9時から翌日の午前9時まで

##### 2 祝日を除く月曜日から金曜日までの午前

9時から午後5時まで

**根拠法令等** 東京都精神科患者身体合併症医療事業実施要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

☎5320-4462(直通)

33-162(内線)

## ◆ 精神障害者地域移行体制整備支援事業

**事業内容** 精神科病院に長期入院している精神障害者が、地域生活に円滑に移行し、安定した生活を送るための体制を整備するとともに、精神科病院と地域との連携を深め、広域にわたるネットワークの強化を図る。

#### ①精神障害者地域移行促進事業

精神障害者に関する専門的な知識と経験を有するコーディネーター等を配置し、ピアサポートとともに、入院中の精神障害者への退院に向けた動機付けの支援や、病院と地域をつなぐ橋渡しを行い、精神障害者の円滑な地域移行を支援する。

#### ②グループホーム活用型ショートステイ事業

グループホームに供設した専用居室等を使用し、円滑な地域生活の移行に向け、入院中から体験宿泊を実施する。

#### ③地域生活移行支援会議

精神障害者の地域移行を促進するため、関係機関との連携を深め、地域の実情を反映した地域移行及び地域定着支援の手法の改善と普及に向け、情報交換、事例の検証、人材育成に関する検討を行う。

#### ④人材育成事業

精神障害者の地域移行・地域定着を担う人材の資質向上のための研修等を実施する。

**根拠法令等** 精神障害者地域移行体制整備支援事業実施要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

☎5320-4464(直通)

33-172(内線)

FAX 5388-1417

## ◆ 精神障害者早期退院支援事業

**事業内容** 医療保護入院者へ地域援助事業者等を紹介し、本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会等への地域援助事業者等の出席依頼など、地域援助事業者等との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対して支援を行う。

1 地域援助事業者等が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議等へ出席した際の事前調整経費等補助

2 退院支援のための会議等に地域援助事業者等を出席させた医療機関への事務費補助

**根拠法令等** 精神障害者早期退院支援事業補助金交付要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

☎5320-4464(直通)

33-172(内線)

FAX 5388-1417

## ◆ 精神保健福祉士配置促進事業

**事業内容** 医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画の作成、退院支援委員会の開催など、医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人事費の補助を行う。

**根拠法令等** 精神保健福祉士配置促進事業補助金交付要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

☎5320-4464(直通)

33-172(内線)

FAX 5388-1417

## ◆ 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

在宅の重症心身障害児(者)及び医療的ケアが必要な障害児に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児(者)及び医療的ケアが必要な障害児の健康の保持とその家族の福祉の向上を図る。

**実施主体** 区市町村

**根拠法令等** 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱(選択事業)

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4376(直通)

33-131(内線)

## ◆ 認知症高齢者医療事業

### 事業内容

1 老人性認知症専門病棟運営費補助

老人性認知症専門病棟の運営に必要な医師等の人事費を補助する。

2 高齢者精神医療相談班

老人性認知症専門病棟の効率的かつ適正な運営を図るために、都内3か所の精神保健福祉センターに高齢者精神医療相談班を設置している。

**根拠法令等** 東京都老人性認知症専門病棟運営費補助金交付要綱ほか

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

☎5320-4461(直通)

33-154(内線)

## ◆ 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業

### 事業内容

1 訪問看護 看護師等が家庭を訪問し、重

症心身障害児（者）及び医療的ケアが必要な障害児の状況に応じ、家族とともに日常生活上の看護を行うほか、看護技術指導、療育指導、相談などを行う。原則として週1回

2 訪問健康診査 専門医師及び看護師等が重症心身障害児（者）及び医療的ケアが必要な障害児の家庭を訪問して、健康状態、障害の程度等を診査するとともに必要な指導を行う。原則として年1回程度

**対象** 都内に住所を有する在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケアが必要な障害児  
**費用** 無料

**申込み** 各保健所等へ

**実施方法** 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会に業務を委託

**根拠法令等** 東京都在宅重症心身障害児（者）に対する訪問事業の実施に関する規則、東京都在宅医療的ケア児に対する訪問事業の実施に関する規則、東京都重症心身障害児等在宅療育支援事業実施要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 ☎5320-4360（直通）  
33-132、134（内線）  
FAX 5388-1407

## ◆ 心身障害者（児）医療費の助成（障）

**助成対象** 国民健康保険の被保険者及び健康保険など各種医療保険の被保険者又は被扶養者で、①身体障害者手帳1級・2級の人（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害の内部障害者は3級の人も含む。）、②愛の手帳1度・2度の人（①、②いずれも65歳以上との新規申請を除く。）

なお、生活保護を受けている人、65歳以上になって初めて①、②に該当することになった人等は対象とならない。

**所得制限** 本人（20歳未満の人については、その人が加入している社会保険の被保険者、国民健康保険については世帯主又は組合員等）の所得が別表（280頁）の限度額以下の人を対象とする。

**助成範囲** 国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分から下表の一部負担金相当額を差し引いた額を助成する（医療機関の窓口では、下表の一部負担金相当額を支払う。ただし、住民税非課税の人は、入院時食事療養・生活療養標準負担額のみ負担）。

一部負担金相当額（概要）		
自己負担割合	外来 (個人ごと)	入院 (世帯ごと)
1割	上限12,000円/月	上限44,400円/月

**助成方法** 保険を扱う医療機関で保険証と受給者証を提示して受診する。ただし、都外の医療機関で診療を受ける場合、都と契約している医療機関以外では、受給者証を使用できないので、医療保険の自己負担分を医療機関等の窓口で支払って領収書を受け取り、後で区市役所・町村役場に申請する。

なお、医療保険で現金給付（184頁）対象となるものについては、窓口で支払った後、区市役所・町村役場に申請する。

**手続き** 区市役所・町村役場（303頁）の窓口へ申請し、受給者証の交付を受ける。

**根拠法令等** 心身障害者の医療費の助成に関する条例

**担当課** 福祉保健局保健政策部医療助成課  
☎5320-4571（直通）  
32-976（内線）

## ◆ 補装具費の支給(購入又は修理)

**対 象** 身体障害者・児等

**補装具種目** 障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図るために、障害児については、将来社会人として独立自活するための素地の育成・助長のため、次の補装具費の支給（購入又は修理）を行う。

盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、重度障害者用意思伝達装置、義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえなど

**利用者負担** 原則1割。ただし、所得に応じて負担上限あり。

**手 続** 福祉事務所(33・299番)、町村役場(303番)で補装具費支給券の交付を受け、補装具製作施設又は製作業者に提出し、契約を結ぶ。なお、補装具の種目により心身障害者福祉センター(39・310番)の判定等が必要。18歳未満の場合は、原則として指定自立支援医療機

関(又は保健所)の担当医師等の意見書が必要  
**根拠法令等** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 ☎5320-4146(直通)  
33-157(内線)

## ◆ 心身障害児(者)歯科診療

都立心身障害者口腔保健センターをはじめ、地区口腔保健センター、民間病院及び心身障害児施設などでは、障害児(者)を対象とした歯科診療を行っている。

**申込み** 事前に予約が必要。受け入れ可能な障害の状況や受診日などは施設ごとに異なるので、必ず施設に事前確認すること。

**所 在 地** 489番参照

**担当課** 福祉保健局医療政策部医療政策課 ☎5320-4433(直通)  
33-327(内線)

## 訓 練 • 教 育

在宅の心身障害児(者)に対し、日常生活訓練などを行う心身障害児(者)訓練事業、喉頭摘出者発声訓練などを行っているほか、都内在住・在勤の視覚障害者、聴覚障害者を対象とした学級・講座などが社会教育として行われている。

学校教育では、都立特別支援学校や区市町村立小・中学校の特別支援学級において、一人ひとりの障害の状態や発達段階等に応じた指導や社会的自立に向けた職業教育が行われており、将来の自立を目指して必要な知識・技能の習得を図っている。

また、児童福祉施設や療育機関などに入所・

入院中の児童・生徒のために分教室を設置し、障害の重い在宅の児童・生徒や病院に入院中の児童・生徒には訪問教育を実施している。

## ◆ 音声機能障害者発声訓練

**対 象** 病気などで喉頭を摘出し音声機能を失った人

**内 容** 食道発声訓練、人工喉頭又は電気発声器による発声訓練など

**費 用** 無料（一部補助教材有料）

**申込み** 銀鈴会（〒105-0004 港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901 ☎3436-1820  
FAX 3436-3497）へ

**根拠法令等** 音声機能障害者発声訓練事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)

33-241(内線)

FAX 5388-1413

## ◆ オストメイト社会適応訓練

**対象** 人工肛門又は人工ぼうこうを永久的に造設した人

**内容** ストマの衛生管理、ストマ用装具の装着訓練などを講習会形式で実施

**費用** 無料（ただし、テキスト代等は受講者負担）

**申込み** 日本オストミー協会東京支部  
(〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-45-5 新宿永谷ビル603 ☎・FAX 5272-3550) へ

**根拠法令等** 東京都オストメイト社会適応訓練事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)

33-241(内線)

## ◆ 特別支援学校

**入学対象** 保護者・本人とも都内に住所があり、次のような障害のある児童・生徒や病弱の児童・生徒（学校教育法施行令）

①視覚障害特別支援学校 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

②聴覚障害特別支援学校 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解する

ことが不可能又は著しく困難な程度のもの  
③肢体不自由特別支援学校 ④肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ⑤肢体不自由の状態が④に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

⑥知的障害特別支援学校 ⑦知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ⑧知的発達の遅滞の程度が⑦に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

⑨病弱特別支援学校 ⑩慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ⑪身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

上記の障害の状態に該当する児童・生徒について、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況、その他の事情を総合的に勘案して、小・中学校等又は特別支援学校のうち、最もふさわしい就学先を、区市町村教育委員会が決定する。

**修業年限** 小学部、中学部、高等部は、それぞれ小学校、中学校、高等学校（職業課程を含む。）の修業年限と同じ

**入学手続** 小学部、中学部は、区市町村の教育委員会（303番地の区市役所・町村役場内）へ。翌年4月に入学を希望する人に対して、就学相談を行っている（病弱特別支援学校への転学相談は随時）。幼稚部、高等部は直接該当校（439番地参照）へ。詳細は「東京都特別支援教育推進室」（〒162-0817 新宿区赤城元町1-3 ☎5228-3433 FAX 5228-3459）

◆ 障害者(児) ◆

**担当課** 教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
☎5320-6753(直通)  
53-271(内線)  
FAX 5388-1728

(昼の部)(年8回) ②社会教養講座(夜の部)(年8回) ③文章教室(年36回) ④コミュニケーション教室(年9回)。会場は、障害者福祉会館等。参加費は無料

**担当課** 教育庁地域教育支援部生涯学習課  
☎5320-6857(直通)  
53-851(内線)  
FAX 5388-1734

**障害者地域交流集会** 都内在住の障害者及び地域の住民を対象。内容は盆踊り、コーラス、バンド演奏など。都立特別支援学校等を会場とした35地区程度で、夏期を中心に実施。参加費は無料

**担当課** 教育庁地域教育支援部生涯学習課  
☎5320-6857(直通)  
53-851(内線)  
FAX 5388-1734

## ◆ 視覚障害者等のための対面音訳・録音及び点訳図書製作サービス

**対象** 都内在住学在勤の視覚障害者等  
**事業内容** ①対面音訳 ②録音図書・点字図書の製作(原則として所蔵資料) ③録音図書・点字図書の貸出し ④音声付きパソコン及び音声拡大読書器による資料読み上げ 利用は登録制

**費用** 無料

**申込み** 都立中央図書館視覚障害者サービス担当(〒106-8575 港区南麻布5-7-13 ☎3442-8451 内線3111) 又は、都立多摩図書館視覚障害者サービス担当(〒185-8520 国分寺市泉町2-2-26 ☎042-359-4104直通)へ

## ◆ 社会教育

**視覚障害者対象** 内容は ①晴眼者とともに学ぶ視覚障害者教養講座(年11回) ②音楽教室(年11回)。会場は障害者福祉会館等。参加費は無料

**聴覚障害者対象** 内容は ①社会教養講座

## ◆聴覚障害者・言語障害者のためのレンタルサービス

**対象** 都内在住学在勤の聴覚又は言語障害者

**事業内容** ①都立図書館の利用案内 ②ファクシミリとEメールで質問を受け付け、図書館資料・情報を用いて調査し、回答する。ファクシミリの利用及び都外在住・都内在学の場合のEメールは登録制

**費用 無料**

**申込み** 都立中央図書館サービス計画担当  
(〒106-8575 港区南麻布5-7-13)

☎3442-8451 内線1101、FAX 3442-9500)

都立図書館のホームページ→利用案内→都立中央図書館利用案内→お身体の不自由な方へ(お身体が不自由な方のためのサービスのご案内)

<https://www.library.metro.tokyo.jp/reference/tabid/3560/Default.aspx>

## しごと

障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面を一体的に支援するため、区市町村障害者就労支援事業及び障害者就業・生活支援センターがある。

また、障害者の職業的自立を図るため、職業訓練を行う施設は、東京障害者職業能力開発校及び（公財）東京しごと財団障害者就業支援課がある。また、心身障害者福祉センターでは、相談・職業（職能）評価を行っている。

公共職業安定所（35・308番）では、障害者の求人、求職から就職後のアフターケアまで、一貫したサービスを行っている。このほか障害者の雇用促進の諸制度がある。

身体障害者で作業能力がありながら、職場の設備、構造や通勤等の事情のため一般企業に雇用されることが困難な人は身体障害者福祉工場で働くことができる。通所の困難な在宅の重度身体障害者に対しては、インターネットを利用した在宅パソコン講習事業を行い、在宅就労の機会の拡大を図っている。ま

た、視覚障害者のうち、技術を持たないため自立が困難な人に対し、あんま師・はり師・きゅう師（三療師）の資格試験の受験資格者を養成している。これらの免許を持つ視覚障害者で、自営したり雇用されることが困難な人のために盲人ホームがある。このほか、知的障害者の人を入所させて、必要な援助や指導を行なながら、最寄りの一般企業に通勤させる宿泊型自立訓練事業所（旧知的障害者通勤寮）がある。また、雇用されることの困難な心身障害者を対象とした心身障害者授産事業に対し経費の一部を補助している。なお、身体障害者が公共施設内に売店を設置する場合などに、便宜が与えられる。

## ◆区市町村障害者就労支援事業

障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の一般就労を促

進し、もって障害者の自立と社会参加の一層の促進に資することを目的とする。

**実施主体** 区市町村（ただし、事業を適切に運営できる団体等に委託できる。）

**支援対象者** 一般就労を希望する在宅の障害者(児)及び就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉的就労に就いている障害者(児)並びに企業・事業所等に在職している障害者(児)

**事業内容** ①就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援などとともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行う。また、地域開拓促進コーディネーターを配置し、障害者雇用企業の新規開拓や就労希望者の掘り起こし等を行う。  
②地域における就労支援ネットワークの整備（ハローワーク、商店会、事業主団体、特別支援学校、福祉事務所・保健所、小規模作業所、グループホーム、他の支援センター等）

**所在地** 441番地 参照 51区市町

**根拠法令等** 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（選択事業）

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 ☎5320-4322(直通)  
33-250(内線)

## ◆ 障害者就業・生活支援センター事業

職業生活における自立を図るために就業およびこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及

び職業の安定を図ることを目的とする。

**実施主体** 東京労働局及び東京都が社会福祉法人等に委託して実施

**支援対象者** 職業生活における自立のために、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者

**事業内容** ①就業及びこれに伴う日常生活に関する相談 ②就職に向けた相談 ③職場実習又は職場訓練のあっせん ④就職活動の支援（ハローワークへの同行等） ⑤職場定着支援 ⑥雇用管理についての企業への助言 等  
**所在地** 443番地 参照 6か所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 ☎5320-4322(直通)  
33-250(内線)

産業労働局雇用就業部就業推進課

☎5320-4663(直通)  
37-725(内線)

## ◆ 「東京チャレンジオフィス」の運営

都庁内にオフィスを開設し、知的障害者、精神障害者が非常勤職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援する。東京都が募集要項に基づき都内各区市町村障害者就労支援センター、各障害者就業・生活支援センター（以下「各センター」という。）に推薦依頼を行う。

**対象** 次のいずれも満たす者

①知的障害又は精神障害のある者で一般就労を希望し、一人で通勤できる者

②各センターのいずれかに登録している者

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 ☎5320-4322(直通)  
33-250(内線)

☎5320-4663(直通)  
37-724(内線)

## ◆ 東京障害者職業能力開発校

**対 象** 職業能力開発センター（校）で職業訓練を受けることが困難な、身体障害者、知的障害者、精神障害者 等

**訓練内容** 能力に応じた技能と基礎知識を身につけ、訓練修了者には公共職業安定所と連携して職業紹介を行う（OA実務科については、社会福祉法人日本盲人職能開発センターに委託して訓練を実施）。

**科 目** ビジネスアプリ開発、ビジネス経理、ビジネス養成、医療総合事務、グラフィックDTP、機械CAD、建築CAD、製パン、オフィスワーク、OA実務（重度視覚障害者）、職域開発（精神障害者・発達障害者）、就業支援事務（身体障害者・精神障害者・発達障害者）、実務作業（知的障害者）

**期 間** 1年（オフィスワーク科及び職域開発科は6ヶ月、就業支援事務科は3ヶ月）

**費 用** 無料。ただし、食費等は自己負担なお、公共職業安定所の指示により雇用保険又は訓練手当が給付される。

**申 込 み** 毎年9月以降に募集（オフィスワーク科、職域開発科及び就業支援事務科は年4回募集）。住所地を管轄する公共職業安定所（35・308番地）へ。なお、問合せは当校へ

**所 在 地** 〒187-0035 小平市小川西町2-34-1  
(443番地)

☎042-341-1411

FAX 042-341-1451

**担当課** 産業労働局雇用就業部能力開発課

☎5320-4716(直通)  
37-851(内線)

## ◆ 都立職業能力開発センター (実務作業科)

**対 象** 軽度の知的障害者

**訓練内容** 社会人として就業するために必要な心構え、労働習慣、体力づくり及び集団への適応能力などの訓練を行う。個々の能力と適性にあわせながら、段階的に必要な技能を習得する。

**期 間** 1年

**費 用** 無料。ただし、食費等は自己負担なお、公共職業安定所の指示により雇用保険又は訓練手当が給付される。

**実 施 校** 中央・城北職業能力開発センター板橋校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター（443・444番地）

**申 込 み** 每年9月以降に募集。住所地を管轄する公共職業安定所（35・308番地）へ（問合せは実施校へ。）。

**担当課** 産業労働局雇用就業部能力開発課

☎5320-4716(直通)  
37-851(内線)

## ◆ (公財)東京しごと財団 障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の就労支援機関と連携し、セミナーや職場体験実習等による企業とのマッチング、定着支援等様々な事業を行う。

また、民間企業等を活用し、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を習得するための職業訓練を行う。

**事業内容** ①総合コーディネート事業（障害者就業支援情報コーナー、就活セミナー、中

小企業向けセミナー、機関紙の発行、企業見学会、職場体験実習等) ②東京ジョブコーチ支援事業(職場定着支援) ③障害者委託訓練事業(訓練コース:知識・技能習得訓練、障害者向けデュアルシステム、実践能力習得訓練、e-ラーニング、在職者訓練)

**所在地** 〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3  
東京しごとセンター8階 ☎5211-2681

FAX 5211-5463

**担当課** 産業労働局雇用就業部就業推進課  
☎5320-4663(直通)  
37-724(内線)

## ◆ 東京障害者職業センター

**対 象** 障害者、事業主及び関係機関

**業務内容** 公共職業安定所が行う業務と密接な連携をとりながら次の業務を行う。

[障害者に対して] ①職業相談 ②職業評価  
③職業準備支援

[障害者と事業主双方に対して] ①職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業 ②精神障害者職場復帰支援(リワーク支援)

[事業主に対して] ①障害者の雇用管理に関する相談及び支援 ②雇用管理サポート事業

[関係機関に対して] 職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助

**費 用 無料**

**申 込 み** 東京障害者職業センター(☎6673-3938)又はリワークセンター東京(☎5246-4881)、多摩支所(☎042-529-3341)へ申し込み、相談日を予約

**所在 地** 444番地 参照 3か所

## ◆ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部

**障害者雇用納付金制度による助成金** 障害者各人の能力と適性を十分に引き出すために、職場環境を整備したり、適切な雇用管理を図るための特別措置を行う事業主に対し、予算の範囲内で次の助成金を支給する。①障害者作業施設設置等助成金 ②障害者福祉施設設置等助成金 ③障害者介助等助成金 ④重度障害者等通勤対策助成金 ⑤重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

**所在地** 〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12  
墨田公共職業安定所5階 ☎5638-2794

## ◆ 重度身体障害者在宅パソコン講習事業

**対 象** 在宅での学習に意欲のある重度身体障害者で、身体障害者手帳1級から3級程度での高校卒業程度の学力を有する人

**事業内容** コンピュータのプログラミング技術をインターネット等により習得させ、コミュニケーションや在宅就労を促進する。講習期間2年。

**申 込 み** 東京コロニー職能開発室  
(〒170-0005 豊島区南大塚3-43-11  
☎6914-0859) へ

**根拠法令等** 重度身体障害者在宅パソコン講習事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ あんま・はり・きゅう師資格養成事業

あんま・はり・きゅう師受験資格者の養成

都内に原則として1年以上居住している15歳以上の身体障害者手帳を持っている視覚障害者（義務教育を修了した人）を対象に、ヘレン・ケラー学院5年課程に委託。授業料は無料。教材費は自己負担（月約5千円）。

**申込み** 毎年12月頃から1月中旬までに福祉事務所（33-2995）及びヘレン・ケラー学院（〒169-0072 新宿区大久保3-14-20

☎3200-0525）へ

**根拠法令等** 東京都あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師資格養成事業運営要綱  
**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)

33-241(内線)

## ◇ 作業所等経営 ネットワーク支援事業

作業所等の利用者の工賃アップや勤労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販売拡大等の活動に取り組む場合に補助する。

**実施主体** 区市町村（委託可）

**根拠法令等** 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（選択事業）

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

☎5320-4158(直通)

33-256(内線)

## ◇ 精神障害者社会適応 訓練事業

精神障害者に対する理解を持つ協力事業所に一定期間通いながら、集中力、対人能力、仕事に対する持続力及び環境適応能力等を向上させ、社会復帰及び社会経済活動への参加を促進する。

**協力事業所** 協力事業所になることを希望する事業者は、事業所を管轄する保健所を経て、申請書を知事に提出する。

**利用者** 利用希望者は、保健所に申請する。

**委託料** 協力事業所には、委託料として、1日1人当たり3,564円を支給（うち1,100円は訓練手当として訓練者へ支給する。）

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

☎5320-4158(直通)

33-257(内線)

## ◇ 東京ジョブコーチ (職場定着支援事業)

ジョブコーチとは、障害者を雇用する企業等に出向いて、職場環境の調整や作業支援など、事業主、障害者双方に対して、必要な支援を行う者で、障害者の職場定着に効果的とされている。

東京都の障害者雇用をより一層推進するという観点から、都独自の「東京ジョブコーチ」を養成・登録し、障害者雇用を進める企業等に出向いて、職場定着支援を無料で行うサービスを実施している。

**支援対象者** 原則として都内在住または在職の障害のある方で、以下①②のいずれかに該当する方

①就業中又は就職が決定している方

②就労に結びつく可能性のある職場体験実習や委託訓練を行う方

### 支援内容

- ①作業適応支援
- ②コミュニケーション支援
- ③従業員への啓発・職場内の環境整備
- ④通勤支援
- ⑤支援対象者の家族及び企業等への支援
- ⑥その他、支援対象者が職場や作業に適応・定着するために必要とされる支援

**申込み** 東京ジョブコーチ支援室  
☎5386-7057  
**担当課** (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課コーディネート事業係  
☎5211-2682

## ◆ 障害者による地域緑化推進事業

**目的** 障害者が緑を創出する事業に従事することを通じてCO<sub>2</sub>削減に貢献するとともに、障害者の就労機会の拡大を図る。

**実施主体** 区市町村（就労継続支援事業所等への委託可）

**事業内容** 公園や街路等における植栽、建築物等の屋上や壁面の緑化など、都内の緑を創出し、保全する多様な事業を区市町村が実施する場合に補助を行う。

①緑（草木、花卉、芝生など）の創出1か所当たり5m<sup>2</sup>以上 ②創出した緑地における水遣り、除草・除虫、剪定などの維持管理

**根拠法令等** 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（選択事業）

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課  
☎5320-4158(直通)  
33-252(内線)

## ◆ 福祉・トライアルショップの展開

都庁をはじめ都内3か所において、就労継続支援B型事業所の自主製品（雑貨）を販売するトライアルショップ「KURUMIRU」を運営し、販路拡大や、自主製品の魅力を最大限に引き出す商品開発等を推進する。

**実施主体** 東京都

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

## ◆ 公共施設内の売店設置

**売店設置の優先措置** 身体障害者が、公共施設内で新聞書籍、たばこ、事務用品、食料品などを販売する売店を設けようとするときは、その公共施設の管理者は売店の設置を許可するよう努めることになっている。相談は福祉事務所（33-2993-）、町村役場（3033-）へ

## ◆ 製造たばこの 小売販売業の許可

身体障害者が、たばこ小売人の許可を受けたいときは、許可基準に反しない限り優先的に認められることになっている。申請は日本たばこ産業株式会社の各支社又は営業所へ

## 文化・レクリエーション

**文化** 東京都障害者福祉会館では、障害者と関係者（ボランティア・家族）の社会活動を促進するため、集会の場の提供を行い、ピアカウンセリングなども行っている。心身

障害者福祉センターは、地域の身体障害者に対し、デイサービスなどの事業を行っている。

視覚障害者のために、点訳・朗読奉仕員指導者等の養成や点字図書・録音テープなど視

覚障害者用図書の製作・貸出しを行っている。また、在宅の視覚障害者に対し、日常生活に必要な諸能力、点字技術などを習得させる講習会を行っている。

また、聴覚障害者のために、手話、口唇の読み取りなど各種の講習会を行っている。

**スポーツ・レクリエーション** 障害者の社会参加の促進を図るために、スポーツ・レクリエーション、研修会等の場を障害者スポーツセンターで提供している。心身障害者（児）が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、宿泊利用料の一部を助成する障害者休養ホーム事業を行っている。このほか、聴覚障害者のために字幕入りビデオテープ・DVDの製作・貸出しの事業を行っている。

## ◆ 障害者福祉会館

**対 象** 障害者、ボランティア及び家族など障害者の福祉の増進を目的とする関係者

**事業内容** ①集会室などの利用公開 ②ピアカウンセリング ③日常生活情報の点訳等のサービス

**利 用 料** 無料

**利用時間** 9時から21時まで（火曜日は9時から16時30分まで）

**利用方法** ①集会室 利用日の属する月の前々月の初日から受付。ただし、定期的に利用する場合の受付は、利用月が4月から9月までは1月に、利用月が10月から3月までは7月に受け付ける。

②視覚障害者文字サービス室の利用は、7日前から予約受付

③ピアカウンセリングの申込は隨時、てんかん、肝臓障害、自閉症、精神障害、法律の相談は、要予約

**所 在 地** 〒108-0014港区芝5-18-2 (4403-)

☎3455-6321

FAX 3453-6550

## ◆ 障害者スポーツセンター

障害者の健康増進と社会参加の促進を図るために、スポーツ・レクリエーション、講習会等の場を提供する施設。区部に障害者総合スポーツセンター、市部に多摩障害者スポーツセンターがある。

※障害者総合スポーツセンターは、改修工事に伴い、仮設施設による運営や、一部施設の休止あり。（詳細は施設まで問合せ。）

**対 象** 障害者、介護者、ボランティアその他障害者の福祉の増進を目的とする関係者

**事業内容** ①スポーツ施設などの利用公開 ②障害者のスポーツ・レクリエーション活動の指導 ③講習会などの開催 ④スポーツ・レクリエーション行事の実施 ⑤障害者福祉情報の提供 ⑥宿泊施設の運営

障害者総合スポーツセンターのみ運動場、洋弓場、庭球場、スポーツ広場などの屋外施設を備えている。

**利 用 料** 無料。ただし、宿泊は障害者及びその介護者1人まで1泊1,500円、その他2,000円

**利 用 時 間** 9時から21時まで。ただし、次の施設は以下のとおり。①体育館・トレーニングルーム・卓球室・プール 9時から20時30分まで ②運動場・洋弓場・庭球場・スポーツ広場 9時から18時30分まで（4月1日から8月31日まで）、9時から17時まで（9月1日から3月31日まで） ③宿泊室 15時から翌日10時まで

**休 館 日** 水曜日（その日が祝日のときは木曜日）、祝日の翌日（その日が土・日曜日の

**とき**は開館)、年末年始、その他臨時休館日  
**利用方法** ①個人利用 初回に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持参し、利用証の交付を受け、その後は利用証を提示して、利用することができます。②団体利用 3か月前の当日から来館、TEL又はFAXにて受付。③宿泊室 3か月前の当日から来館、TEL又はFAXにて予約受付

所在地 444番-参照 2か所

根拏法金籌 身休障害者福祉法

**担当課** オリンピック・パラリンピック準備  
局スポーツ推進部調整課 ☎5320-7713(直通)  
38-221(内線)  
FAX 5388-1337

## ◆ 点訳奉仕員指導者・ 専門点訳奉仕員の養成

**対象** 点訳に関する知識と点訳奉仕の経験のある人で、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、都内で点訳の指導活動又は奉仕活動に参加できる人

**講習内容** ①視覚障害者福祉の概要 ②ボランティア論及び地域福祉論 ③専門図書の点訳実技など。コースは点訳奉仕員指導者養成

と専門点訳奉仕員養成の2コース

**費　用** 無料。ただし、教材費は自己負担  
**申込み** 日本盲人会連合点字図書館（444-  
85-）へ

**根拠法令等 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業運営要綱**

**担当課 福祉保健局障害者施策推進部計画課**  
☎5320-4147(直通)

## 朗読奉仕員指導者の養成

**対象** 朗読に関する知識と朗読奉仕の経験のある人で、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、都内で朗読の指導活動又は奉仕活動に参加できる人

**講習内容** ①視覚障害者福祉の概要 ②録音装置の操作 ③専門図書の朗読実技など

**費 用** 無料。ただし、教材費は自己負担  
**申 込 み** 日本盲人会連合点字図書館 (44  
番地) ▲

## **根拠法令等 点訳・朗読奉仕員指導者等養成 事業運営要綱**

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)

点字図書館

**事業内容** 点字図書・録音テープの製作・貸出しのほか、各図書館により盲人生活用具の研究開発と普及、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成などを行っている。このほか、一部の公立図書館では対面朗読や録音テープの貸出しを行っている。

**利用方法** 各図書館により異なる。

所在地 444<sup>番</sup>-参照 6カ所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
**☎**5320-4147(直通)  
33-241(内線)

◆ 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設。なお、点字刊行物の製作・販売の委託も受けている。

所在地 444<sup>番</sup>一参照 6か所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ 聴覚障害者情報提供施設

字幕（手話）入ビデオカセットの製作・貸出し、聞こえや補聴器に関する相談、その他生活全般的な相談と情報提供、聴覚障害者対象の講習会の開催等を行っている。

**所在地** 聽力障害者情報文化センター(444-153-0053) 目黒区五本木1-8-3

☎6833-5001 FAX 6833-5000

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ 視覚障害者用図書製作・貸出し

**対象** ①都内在住、在勤又は在学の視覚障害者。ただし、希望点字図書製作は、視覚障害の程度が1級・2級の人 ②都内の視覚障害者施設又は関係機関

**事業内容** ①点字図書製作・貸出し 点字の学習図書、専門図書等の製作・貸出し ②声の図書製作・貸出し 学習図書、専門図書等の内容を収録した録音媒体の製作・貸出し  
③希望点字図書製作 希望する教養図書、専門図書等を点訳し郵送 ④希望声の図書製作 希望する教養図書、専門図書等を録音し郵送

**費用** 無料。ただし、③、④の図書製作に必要な原本、点字用紙と製本費用又は録音媒体は自己負担

**申込み** 日本点字図書館(444-153-0053)へ

**根拠法令等** 視覚障害者用図書製作貸出事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ 視覚障害者用図書 レファレンスサービス

**対象** 都内在住、在勤、在学の視覚障害者  
**事業内容** ①視覚障害者用図書に関する情報提供 ②理療関係新刊墨字図書の出版に関する情報提供 ③読書に関する相談・助言

**費用** 無料。ただし、点字又は録音テープ等による情報提供を希望する場合は、点字用紙又は録音媒体の購入費用を自己負担

**申込み** 日本点字図書館(444-153-0053)へ

**根拠法令等** 視覚障害者用図書レファレンスサービス事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ 盲人用具の販売あっせん

対象品目等、詳細については、下記にて問合せを受け付けている。

**申込み** 日本点字図書館(444-153-0053)又は日本盲人会連合(〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2 ☎3200-0011)に申し込む。

## ◆ 視覚障害者のための 講習会など

**事業内容** ①家庭生活訓練 視覚障害者が家庭生活を送る上で必要な調理・手芸等についての講習 ②中途失明者緊急生活訓練 点字・パソコン技術及び歩行訓練等についての訪問指導 ③盲青年等社会生活教室 重度の視覚障害をもつ青年及び高齢者に対する社会

生活に必要な知識習得のための講習 ④刊行物作成配布 都政刊行物等のうち、特に視覚障害者に必要な情報を点字本及び録音物として作成し配布

**対 象** 原則として18歳以上の身体障害者手帳を持っている在宅の視覚障害者。ただし、①については視覚障害のため家庭での日常生活に著しい制限を受けている人

**費 用** 無料。ただし、教材費、テキスト代は受講者負担

**申 込 み** 東京都盲人福祉協会（〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23 ☎3208-9001）へ

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課  
☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ 聴覚障害者のための講習会など

**講習内容** ①読話講習会 口唇の読み取り、基本口型の学習、会話の練習など ②中途失聴者・難聴者手話講習会 簡単な意思交流が可能な程度の手話技術についての講習

**対 象** ①は都内在住で身体障害者手帳を持っている18歳以上の中途失聴者及び難聴者 ②は都内在住、在勤の中途失聴者及び難聴者

**費 用** 無料。ただし、テキスト代は自己負担

**申 込 み** ①は東京手話通訳等派遣センター（〒160-0022 新宿区新宿2-15-17 第3ヒカリビル5階 ☎3352-3335 FAX 3354-6868）、②は福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)  
FAX 5388-1413

## ◆ 障害者休養ホーム

障害者(児)が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、この施設を利用した人の宿泊利用料の一部を助成する制度

**助成対象** ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人 ②障害者(児)等に同行する付添いの人。ただし、障害者(児)等1人につき1人

**助成回数** 1人一年度2泊まで

**助 成 額** 1泊につき次の額が限度。①大人 6,490円・子供 5,770円 ②大人 3,250円

**利用方法** 福祉事務所・町村役場の窓口にある案内書に記載されている申込方法を参照

**所 在 地** 444番地 参照 指定施設は36か所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)  
33-241(内線)

## ◆ ビデオの貸出し

障害者への理解を深めるためにビデオの貸出しを行っている。

**貸出期間等** 7日間。1回につき5本まで。

**費 用** 無料

**申 込 み** (財)東京都人権啓発センター（〒105-0014 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階） ☎6722-0123 FAX 6722-0084

## ◆ 字幕入り映像ライブラリー

聴覚障害者に対し、映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ・DVDを作製し、貸し出す。

**対 象** ①都内在住の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者(児)及びその保護者

②都内在住の身体障害者手帳の交付を受けていない人であって、日常生活において、補聴器又は人工内耳を活用している聴覚障害者  
③聴覚障害者関係団体、施設及び学校 ④東京都の関係機関及び区市町村

**種類** 主に日常生活、学習、社会教育等の参考となるもの

**貸出期間等** 14日間。1回につき6本まで

**費用** 無料。ただし、郵送による返却経費は自己負担

**申込み** 聴力障害者情報文化センター

(〒153-0053 目黒区五本木1-8-3)

☎6833-5001 FAX 6833-5000) へ

**根拠法令等** 字幕入映像ライブラリー事業運営要綱

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部計画課

☎5320-4147(直通)

33-241(内線)

FAX 5388-1413

## 施設

心身に障害のある18歳未満の児童を対象とする施設には、障害児入所施設と、児童発達支援センター、重症心身障害児（者）通所施設がある。

障害児入所施設への入所は、児童相談所（43・310番）<sup>1)</sup>、児童発達支援事業への通所はお住まいの区市町村にて手続をする。

### ◆ 医療型障害児入所施設

**対象** 障害児であって、心身の状況・家庭の状況等を勘案して、入所による支援・医学的治療が必要と認められる児童

**療育内容** 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

**費用** 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり（最大利用料の1割）。別途食費等の実費負担あり。所得が一定以下の場合、減免措置あり。

**入所相談** 児童相談所（43・310番）<sup>1)</sup> へ

**所在地** 453・489番参照

（主たる対象：肢体不自由児） 2か所

（主たる対象：重症心身障害児） 9か所

（主たる対象：自閉症児） 1か所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4374(直通)

33-114(内線)

FAX 5388-1407

### ◆ 重症心身障害児（者） 通所施設

**対象** 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童（者）

**療育内容** 通所による日常生活動作訓練、運動機能等の低下防止訓練及び集団生活訓練

**費用** 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり（最大利用料の1割）。別途食費等の実費負担あり。

**通所相談** 区市町村（303番）<sup>1)</sup> へ

**所在地** 453番参照 44か所、定員591人

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

☎5320-4376(直通)

33-131(内線)

FAX 5388-1407

## ◆ 福祉型障害児入所施設

**対 象** 障害児であって、心身の状況・家庭の状況等を勘案して入所による支援が必要と認められる児童

**療育内容** 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与

**費 用** 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり（最大利用料の1割）。別途食費等の実費負担あり。

**入所相談** 児童相談所（43-310番）へ

**所 在 地** 455-489番参照

（主たる対象：知的障害児）9か所 定員660名

（主たる対象：自閉症児） 1か所 定員 50名

（主たる対象：ろうあ児） 1か所 定員 30名

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 **☎**5320-4374(直通)

33-113(内線)

FAX 5388-1407

## ◆ 福祉型児童発達支援センター

**対 象** 原則として就学前の障害児であって、心身の状況・家庭の状況等を勘案して、通所によっても十分療育効果が得られると認められる児童

**療育内容** 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

**費 用** 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり（最大利用料の1割）。別途食費等の実費負担あり。所得が一定以下の場合、減免措置あり。

**通所相談** 区市町村（303番）へ

**所 在 地** 453-455番 参照 29か所、定員1,093名

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 **☎**5320-4374(直通)

33-258(内線)

FAX 5388-1407

## ◆ 医療型児童発達支援センター

**対 象** 上肢、下肢又は体幹の機能が自由で、通所できる児童

**療育内容** 通所による、医学的治療、機能訓練及び生活指導

**費 用** 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり（最大利用料の1割）。別途食費等の実費負担あり。所得が一定以下の場合、減免措置あり。

**通所相談** 区市町村（303番）へ

**所 在 地** 453番 参照 5か所、定員180人

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 **☎**5320-4374(直通)

33-121(内線)

FAX 5388-1407

## ◆ 児童発達支援事業(児童発達支援センター以外で行うもの)

**対 象** 原則として就学前の障害児であって、心身の状況・家庭の状況等を勘案して、通所によっても十分療育効果が得られると認められる児童

**療育内容** 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

**費 用** 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり（最大利用料の1割）。別途おやつ代等の実費負担あり。

**通所相談** 区市町村（303番）へ

**所 在 地** 456番 参照 340か所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設  
サービス支援課 ☎5320-4374(直通)  
33-258(内線)  
FAX 5388-1407

## ◇ 放課後等デイサービス

**対 象** 学校教育法第1条に規定する学校  
(幼稚園及び大学を除く)に就学中の障害児

**療育内容** 生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流の促進その他の支援

**費 用** 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり(最大利用料の1割)。別途おやつ代等の実費負担あり。

**通所相談** 区市町村(303番)へ

**所 在 地** 466番参照 759か所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設  
サービス支援課 ☎5320-4374(直通)

33-258(内線)

FAX 5388-1407

## ◇ 保育所等訪問支援

**対 象** 保育所等を利用中の障害児、又は利用予定の障害児

**援護内容** 利用する保育所等を訪問して行う、集団生活への適応のための専門的な支援等

**費 用** 世帯の所得状況等に応じ利用者負担あり(最大利用料の1割)。

**通所相談** 区市町村(303番)へ

**所 在 地** 488番参照 27か所

**担当課** 福祉保健局障害者施策推進部施設  
サービス支援課 ☎5320-4374(直通)

33-258(内線)

FAX 5388-1407